

【別表 1-1】食品衛生法施行令第 35 条に規定される業種

No.	業種	業種の説明
1	食肉販売業	食肉の販売
2	魚介類販売業	鮮魚介類(冷凍したものを含む)を販売する営業
3	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造を市、併せて乳製品若しくは清涼飲料水の製造をする営業
4	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業(かまぼこ、明太子など)
5	みそ又はしょうゆ製造業	みそ若しくはしょうゆを製造する営業
6	酒類製造業	酒類の製造(小分けを含む。)をする営業
7	豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業

【別表 1-2】営業届出業種

No.	業種	業種の説明
8	野菜果物販売業	果実・野菜の卸売及び小売
9	その他の食品・飲料販売業	菓子、パン類、飲料、乾物、茶類、酒類の卸売及び小売、乳製品販売業、豆腐・かまぼこ等加工食品の小売、料理品の小売、卵販売、砂糖・味そ・しょう油の卸売、その他の食料・飲料卸売、各種食料品小売、他に分類されない飲食料品小売、その他の農畜産物・水産物卸売
10	農産保存食料品製造・加工業	主として果実及び野菜を原料として保存食料品を製造又は加工する営業
11	調味料製造・加工業	食酢製造業、その他の調味料製造業